

1

相続発生後の相談の場合の
業務プロセスの基本

PROFILE

後 宏治
(うしろ こうじ)

税理士法人UAP・税理士・公認会計士。1989年早稲田大学政治経済学部卒業。1992年公認会計士登録。1995年税理士登録。2005年筑波大学大学院博士前期課程ビジネス科学研究科企業法学専攻修了。2006年税理士法人UAPを設立しパートナー就任。

【主要著書】『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』『中小企業のための会社分割の実務と手続き一切』などの他、執筆論文に第29回日税研究賞入選論文「相続税法における種類株式の評価」等多数。

はじめに

相続税の基礎控除の引下げが行われる平成27年1月1日が迫っている。基礎控除が従前の6割に縮減されたことから、相続税の課税対象となる被相続人が大幅に増加することが見込まれており、今まで相続税を意識しなかった層にまで課税が及ぶことが確実となった（相続税の大衆化）。

例えば、夫婦と子供2人の平均的な世帯で夫が死亡したとき、改正前の基礎控除額は8,000万円（＝5,000万円＋1,000万円×3人）であったが、改正後は、4,800万円（＝3,000万円＋600万円×3人）となり、都市圏に持ち家と金融資産（預貯金及び生命保険金）を保有していれば、おおむねこの基礎控除の額を超えるケースが多くなることが想定され、相続税の申告を検討する必要がある人が激増する（ある予測では都市部において2～3倍にもなるといわれる）と考えられる。

これに伴い、税の専門家への相続に係る相談の案件数の総数は増加の一途を辿ると考えられる。とりわけ、相続が発生してから相続税がかかるかもしれないと聞き、あわてて相談に来られる方が相当増えるであろう。

ただし、このような人は資産規模としてはさほど大きくないため、相続税の申告が必要とされるものの、配偶者控除と小規模宅地等の減額特例など各種特例の利用により、実際の納付額がほとんど出てこないケースが多くなることが予想される。

そうすると、今後の相続税申告業務としては、配偶者控除の適用をスムーズに進めるための遺産分割コンサルティングや、小規模宅地等の減額特例をいかに有利に適用するかのアドバイスがスポットライトを浴びることになる。

このように相続業務に係る環境は大きく変化することが見込まれているが、税理士や会計事務所はこのような変化に対し何をどう準備すればよいのかが問題である。そ

ここで、本稿では、相続発生後の相談に対してどのような対応が必要か、特に相談の初期段階で何をヒアリングすればその後の受注や申告作業にスムーズにつながるか、につき一般的な注意点や留意点を整理する。

I リスク指向の業務プロセス

妊婦検診を受けていない妊婦は未受診妊婦といわれるが、その未受診妊婦が出産直前に病院に来ることを一般に「飛び込み出産」という。母体や胎児の状態など重要な判断材料が事前でないことから、飛び込み出産を受け入れる病院のリスクは非常に大きいと考えられており、想定される全ての状況に対応できる病院は少ないため、多くの病院は受け入れを拒否する実情にある。

比喻としてはあまり適切でないことを承知の上であえていうと、相続発生後に初めて相談に来られる依頼者に対応する会計事務所は、飛び込み出産を受け入れる病院とその置かれた状況が類似していると考えられる。すなわち、従来から税務顧問をしている場合には、依頼者のお人柄や財産状況についてある程度把握できているが、相続発生後に相談に来られる場合には、そのどちらもよくわからないまま、相続税申告業務を受注するかどうかを決め、適切な指導やアドバイスを行いながら作業を進めなければならないからである。

そこで大切なのは、想定される相続税申告業務におけるリスクとその対応策を事前に把握し、常にこれらを念頭に置いて業務を行うことである。すなわち、リスク指向の業務プロセスを意識して実行することにより、依頼者の期待に大過なく適切に対応できるようになると考える。

II 相続税申告業務における3大リスクと対応策

相続税申告業務には、日常的な法人税の申告業務や記帳代行業務と異なり大きなリスクがあることが多い。一般的な相続人は相続税の申告そのものが初めてであり、会計事務所に依頼すれば何の問題もなく間違いのない申告が終了するものと期待しており、また、多くの人は、可能な限りの節税を行い、ムダな税金を支払いたくないと考えているが、その両立は困難だからである。

相続税実務には、①税務調査で否認されるリスク、②依頼者から専門家責任を追及されるリスク、③相続人間のトラブル（争族）に巻き込まれるリスク、の3つが主なリスクとして存在すると考えられる。

1 税務調査で否認されるリスク

(1) 相続税の実地調査の概要

東京国税局「平成24事務年度における相続税の調査の状況について」⁽¹⁾には、相続税に係る実地調査の概要が示されている。

これによると、東京国税局内の相続税の実地調査の件数は2,789件（平成23事務年度3,467件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は2,041件（平成23事務年度2,566件）で、非違割合は73.2%（平成23事務年度74.0%）となっていることがわかる。依頼人は常に完璧な相続税の申告を期待しているが、実際の相続税の税務調査では全体の約75%について申告漏れが指摘される結果となっている。

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等236億円（平成23事務年度313億円）が最も多く、続いて土地126億円（平成23事務年度232億円）、有価証券106億円（平成23事務年度223億円）の順となっている。大雑把にいうと、調査によって否認される3大財産は、現金預金34.2%、土地18.3%、有価証券15.4%であり、これらで全体の約7割を占める。

相続税の申告業務においては、これらの3つの財産につき、申告漏れが生じていないか、評価誤りがないかを慎重に確認しながら調査分析を進めることが必須である。

(2) 名義預金の有無の確認

特に後日のトラブルになるのが名義預金の有無である。名義預金とは、その通帳等の名義人は子などであるが、その資金は被相続人ものである預金をいう。一般的には、被相続人が子や孫の名前で預金を保有しているケースが多く見られる。しかし、その名義人の収入状況などからみて不相当に多額の預金を保有していると判断されれば、その資金の真の所有者である被相続人の財産（＝名義預金）として認定され、相続税の課税対象に含まれることになる。

被相続人以外の人の名義の預金が被相続人の相続財産に当たるか否かについて、税務調査では、次の①から⑤等のポイントを総合勘案して、財産の名義人がその財産を「自己の財産として完全に支配管理し」、「自由に処分できる状態にあったかどうか」により判断することとなっている。

- ① その財産の購入原資の出捐者（お金を出した人は誰か）
- ② その財産の管理及び運用の状況
- ③ その財産から生ずる利益の帰属者
- ④ 被相続人とその財産の名義人並びにその財産の管理及び運用をする者との関係
- ⑤ その財産の名義人がその名義を有することになった経緯等

特に重要なのは⑤で、生前贈与が民法の「贈与」であると証明できることが必要となる。民法上の贈与が有効に成立していないと、そもそも財産の移転が生じていない

ことになり、子や孫の名義になって何年経過していても、時効による取得を主張できないことになるからである。

名義預金の有無を確認する作業として、一般に、被相続人の金融資産について、相続開始前5～7年ほど遡って大口の資金の移動についてチェックを行う。すなわち、過去5～7年分の預金通帳や取引報告書等の資料を収集し、大口の預金の引出しとその運用先の突合を行い、家族間での預金の移動がないかなどを確認する。

(3) リスク対応策

相続税の実地調査の進め方はある程度定型的で、非違が指摘される重要ポイントもいくつかに絞られている。そこで、これらを詳細に説明している文献等⁽²⁾にあらかじめ目を通し、会計事務所としてチェックリストを作成しておくことが対応策の基本となる。

本稿では手軽に参照できるチェックリストとして、(株)日税連保険サービスがHPで公表している『平成25年度版・自己診断チェックリスト⁽³⁾』のうち、相続税に係る部分を紹介し掲載しているので参照してほしい(次頁参照)。

2 依頼者から専門家責任を追及されるリスク

(1) 委任契約に基づく注意義務

税務調査で否認されるリスクは税務署との対応により発生するものであるが、依頼者との対応により生ずるリスクとして、税理士の専門家責任を追及され損害賠償義務を負うことになるリスクがある。

税理士の専門家責任とは、依頼者との委任契約により生ずる職業専門家としての善管注意義務を履行する責任であり、その注意義務とは、税理士として通常期待され普通に要求される程度の抽象的・一般的な注意義務であると解されている。

すなわち、「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としているから、税務申告の委任を受けたときは、委任契約に基づく善管注意義務として委任の趣旨に従い、税務申告が適正に行われるよう、専門家として高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解」した判決⁽⁴⁾に示される義務である。

善管注意義務として税理士が追う具体的な義務には次の4つがあるとされる。すなわち、①依頼者に有利な方法を遂行する義務、②前提事実の調査・確認義務、③租税立法の趣旨に反しないよう業務を遂行する義務、④説明・助言義務、の4つである⁽⁵⁾。

以下、これらの義務を公開された判決を基礎として整理するが、相続税の申告業務においては、依頼者の期待を裏切らないよう、これら義務を遂行し、職業専門家として落ち度のない業務を進めていくことが重要である。

(2) 依頼者に有利な方法を遂行する義務

これは、税理士は依頼者から依頼されたことだけをただなすだけでなく、依頼のないことについても依頼者の利益のため、それを実行しなければならないとする義務であ

相続税申告チェックリスト

それぞれがチェックした日を日付欄に記入すること。

被相続人名	相続開始日	申告期限	担当者欄	確認者欄
	年 月 日	年 月 日	氏 名 チェック日 年 月 日	氏 名 チェック日 年 月 日

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
課税財産の範囲等	1 家族名義の預金等	被相続人以外の名義となっている預貯金や有価証券で相続財産とされるべきものの有無を確認したか		
	2 未登記の不動産	未登記の建物等で被相続人の所有とされるべきものはないか		
	3 相続開始時の現金	相続開始直前の多額の預貯金の引出しの有無を確認し、申告すべき現金の額を検討したか		
	4 同族会社への貸付金等	被相続人が主宰する同族会社の決算書等に被相続人との間の借入金や貸付金等が計上されていないか		
	5 生命保険契約に関する権利	生命保険契約について被相続人が保険料を負担していたもので「生命保険契約に関する権利」として申告すべきものはないか		
	6 建物更生共済契約に関する権利	賃貸建物等に係る共済契約で「建物更生共済契約に関する権利」として申告すべきものの有無を確認したか		
	7 未収賃貸料等	賃貸不動産に係る未収賃貸料・前受賃貸料の有無を確認したか		
	8 資産の譲渡代金等	相続開始前の資産の譲渡代金や退職金の受領額が相続財産に反映されているか		
	9 共有財産	被相続人和其他の者との共有財産の有無及び課税対象となる被相続人の持分を確認したか		
相続財産の評価	10 路線価格等の確認	土地等の評価に際し、評価対象地の路線価格や評価倍率の見誤りはないか		
	11 地区区分の確認	路線価方式による宅地等の評価に際し、地区区分(普通商業・併用住宅地区・普通住宅地区など)の見誤りはないか		
	12 評価単位の適否	土地等の評価単位の判定に誤りはないか		
	13 画地調整の適否	路線価方式による宅地等の評価において、各種の画地調整(奥行価格補正、側方路線影響加算、二方路線影響加算、間口狭小補正、奥行長大補正、不整形地補正など)の適用漏れはないか		
	14 奥行距離等の算定と画地調整率	不整形地等の評価における奥行距離等の算定及び適用すべき画地調整率に間違いはないか		
	15 特定路線価の設定の申出	路線価が設定されていない私道等に面する宅地等の評価に際し、「特定路線価」の設定の申出をしたか		
	16 評価土地の地積	評価対象地に縄伸びはないか		
	17 使用貸借地の評価	使用貸借となっている土地等の評価方法に誤りはないか		
	18 特殊な状況にある宅地等の評価	セットバックを要する宅地等、都市計画道路予定地の区域内にある宅地等、広大地などの評価は適正に行われているか		
	19 借地権償行の有無	貸宅地及び借地権の評価に際し、借地権償行のない地域内のものではないかどうかを確認したか		
	20 空室のある賃貸建物等の評価	空室のある賃貸建物がある場合に、家屋を貸家とし、その敷地を貸家建付地として評価できることを確認したか		
	22 庭園設備等の取扱い	家屋の価額に含めて評価するもの(付属設備等)と家屋とは別に評価するもの(庭園設備等)を区分したか		
	21 定期預金の評価	定期預金等の貯蓄性のあるものの評価において、既経過子金の額を元本に加算したか		
	23 公社債等の評価	公社債は利付債と割引債等に区分し、市場価格を確認した上で価額の算定をしたか		
	24 上場株式の評価	課税時期の最終価格の算定に際し、配当落等の有無を確認したか		
	25 株式の評価方法の判定	取引相場のない株式の評価方法(原則的評価、特例的評価)の判定に誤りはないか		
	26 評価会社の規模の判定	取引相場のない株式の評価方法において、評価会社の規模(大会社、中会社、小会社)は適正に判定されているか		
	27 特定の評価会社の該当性	取引相場のない株式の評価に際し、「特定の評価会社」に該当するか否かを検討したか		
	28 類似業種の判定	取引相場のない株式を類似業種比準方式で評価する場合において、類似業種の判定(業種目番号の選定)に誤りはないか		
	29 評価要素の算定	類似業種比準価額の計算要素(1株当たりの配当金額、利益金額、簿純資産価額)の算定は的確に行われているか		

No.	項目	チェックの内容	担当者 チェック欄	確認者 チェック欄
相続財産の評価	30 類似業種比準価額の修正	配当・増資がある場合の類似業種比準価額の修正の要否を確認したか		
	31 資産・負債の計上額	取引相場のない株式を純資産価額方式で評価する場合に資産及び負債の計上額は適切に算定されているか		
	32 原則的評価額の修正	配当期待権が発生している場合等の原則的評価額の修正の要否を確認したか		
	33 株式に関する権利の有無	株式に関する権利(株式の割当を受ける権利、株主となる権利、株式無償交付期待権、配当期待権)の評価の要否を確認したか		
相続価格の計算	34 小規模宅地特例の適用要件	小規模宅地等の特例の適用において、対象宅地等の区分(特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、特定居住用宅地等、貸付事業用宅地等)ごとに適用要件を満たすことを確認したか		
	35 限度面積要件の適否	限度面積要件の異なる2以上の宅地等に小規模宅地特例を適用する場合に適用面積の算定に誤りはないか		
	36 特例適用宅地等の選択	適用対象宅地等が2以上ある場合の小規模宅地特例の適用において、減額される金額が最も大きくなるような選択をしたか		
	37 生命保険金等の非課税の適否	生命保険金及び死亡退職金についての非課税控除の適用・計算に誤りはないか		
	38 未納の公租公課の有無	債務控除の適用において、未納の公租公課(固定資産税、所得税、消費税、個人住民税、事業税など)の漏れはないか		
	39 賃貸不動産に係る敷金等の確認	債務控除の適用に際し、賃貸不動産に係る敷金、預り保証金の額を賃貸借契約書等で確認したか		
	40 保証債務等の控除可能性	被相続人に保証債務・連帯債務がある場合の債務控除の適用可能性について検討したか		
	41 葬式費用の範囲	香典返し、墓地・仏具等の購入費用を葬式費用に含めて債務控除を適用していないか		
	42 贈与財産価額の課税価格加算の要否	被相続人からの相続人等に対する生前贈与の有無及び贈与財産価額の相続税の課税価格への加算の要否を確認したか		
	43 贈与税の特例と相続税の関係	相続人等に対する生前贈与について、「配偶者控除」や「住宅取得等資金の贈与に係る非課税特例」等の適用を受けている場合の相続税の課税価格加算規定の適用に誤りはないか		
税額の計算	44 法定相続人の数	養子、非嫡出子、代襲相続、相続放棄等がある場合の基礎控除額の計算上の法定相続人数の算定に誤りはないか		
	45 相続税額の2割加算	相続税額の2割加算について、適用対象者の有無を確認したか		
	46 各種の税額控除	贈与税額控除、配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除の適用漏れや控除額の計算に誤りはないか		
	47 未分割遺産がある場合の配偶者の税額軽減	相続財産の全部又は一部が未分割である場合の配偶者の税額軽減額の計算において、適用対象財産価額の算定に誤りはないか		
申告・納付その他	48 相続時精算課税の適用と相続税	相続人に対する生前贈与について、相続時精算課税の適用を受けている場合の税額計算等は的確に行われているか		
	49 申告書の添付書	相続税の申告書の添付書類には法定のもの(戸籍謄本、遺産分割協議書の写しなど)と任意のものがあるが、必要書類を確認したか		
	50 相続税の納付方法	相続税の金銭一時納付の可否を確認するとともに、延納及び物納制度について依頼者に説明したか		
	51 相続税の納税猶予制度	非上場株式及び農地に係る納税猶予制度の適用の可否を検討するとともに、その適用について依頼者の意向を確認したか		
	52 遺産分割と相続税	共同相続人間の遺産分割の方法や各人の取得割合等が相続税に影響することを依頼者に説明したか		
	53 未分割遺産と相続税	遺産が未分割の場合の課税価格や税額の計算、申告方法や申告期限後に分割された場合の手続等について依頼者に説明したか		
	54 遺産未分割の場合の提出書類	遺産が未分割の場合の申告に際し、「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出したか		
	55 所得税・消費税の準確定申告	被相続人が個人事業者等である場合の所得税及び消費税について、準確定申告等の手続は期限までに行われているか		

●チェック欄には、OKの場合は○、該当ない場合は△、NOの場合は×とコメントを記入すること。

また、一旦×となった場合は、○又は△と記入できるまでその理由・原因を調査すること。

●本チェックリストは、一般的な必要最低限の項目のみを対象としており、当該被相続人等の実情等を勘案し、適宜項目を追加した上で利用すること。

(出典：日税連保険サービス『平成25年度版自己診断チェックリスト』)

る。したがって、依頼の有無にかかわらず、依頼者の納税額が最小となる方法を税理士は選択しなければならない。

裁判例にも、「税理士が依頼者と税金の申告を目的とする契約を締結したときは、税務に関する法令、実務の専門知識を駆使して、依頼者の要望に適切に応ずべき義務があり、法令に適合した適切な申告をすべきことはもとより、法令の許容する範囲内で依頼者の利益を図る義務がある」と判示したものがある⁽⁶⁾。

この義務により、土地等の財産評価はその額が最小となるように評価し、配偶者控除の特例や小規模宅地等の特例の適用においても、その節税額が最大となるように申告することが必要とされ、少しのミスも許されないということになる。

(3) 前提事実の調査・確認義務

これは、依頼者から聴取した事実をそのまま鵜呑みにして申告作業を進めるのではなく、職業専門家として税理士が調査確認することを要求する義務である。

「税理士が、依頼者の税務書類の作成過程において、依頼者から事情を聴取する際には、特に問題となりそうな点に言及し、事実関係の把握に努め、依頼者の説明だけでは十分に事実関係を把握できない場合には、課税庁で当該疑問点を指摘し、調査を尽くさなければならない」と判示する判決がある⁽⁷⁾。

例えば、依頼者から海外財産がある旨を伝えられなかったとしても、税理士は、その存在を示唆する端緒がある場合には、海外財産の有無を調査確認しなければならないとされ、その義務を怠れば損害賠償責任が発生することになる⁽⁸⁾。

(4) 租税立法の趣旨に反しないよう業務を遂行する義務

以上のように税理士には依頼者の利益を最大化するため、一番有利な方法を選択し、前提事実を調査確認する義務があるが、違法なことを実行してまで利益追求することは許されていない。脱税はもちろん行きすぎた租税回避に当たる相続税の申告はしてはならない。つまり、税理士には、法令通達やその趣旨に反しないよう業務を遂行する義務がある。

裁判例には、否認されない相続税対策を助言すべきであったとして、税理士は「租税立法、通達及び課税実務等について専門的知識を有するのであるから、立法の趣旨に反せず、課税実務において認められる内容の相続税対策を考案し……税務相談をすべき注意義務があるというべき」とするものがある⁽⁹⁾。

(5) 説明・助言義務

税理士は、依頼者の期待に応えるよう、より有利な方法について説明し助言する義務や、想定される課税上の否認リスクにつき説明する義務がある。

「税理士は、上記のように税理士法所定の使命を担うほか、依頼者との間には委任関係があるから、受任者として委任の本旨に従った善良な管理者としての注意義務を負っており（民法644条）、依頼者の希望や要請が適正でないときには、依頼者の希望にそのまま従うのではなく、税務に関する専門家としての立場から、依頼者に対し不適正の理由を説明し、法令に適合した申告となるよう適切な助言や指導をするととも

に、重加算税などの賦課決定を招く危険性があることを十分に理解させ、依頼者が法令の不知などによって損害を被ることのないように配慮する義務がある」とする判決⁽¹⁰⁾もある。この義務を遂行するためには、依頼者の指示通りに申告書を作成するだけで事足りるとするのではなく、課税リスクを説明し、適正な申告をなさしめるよう、指導助言することが必要となる。

(6) リスク対応策⁽¹¹⁾

専門家責任を追及されるリスクに備えるには、税理士に要求されている注意義務の程度を十分に理解し、その義務を果たさなければならない。すなわち、①専門家として常に研究研鑽に努め、専門的能力を維持向上させる、②事実関係を究明し、とるべき方法が複数ある場合には、納税者にもっとも有利な方法を選択することを要求する、③依頼者に正確な租税に関する情報を提供し、十分説明する、④業務補助者（使用人等）に対して指導・監督を徹底する、といったことが必要である。

具体的には、契約書を作成し業務の受託範囲と報酬を明らかにし、可能な限り依頼者には書面により説明し、重要な事項については確認書をもらうよう努め、定期的な報告会、検討会を開催し、業務知識や業務手順などできるだけチェックリスト化し漏れのないように気をつけ、使用人等のダブルチェック体制を構築する等が対応策として必要である。

3 相続人間のトラブル（争族）に巻き込まれるリスク

(1) 争族の発生

相続税申告業務においてかなりの確率で直面するリスクの1つが、遺産の分割をめぐり相続人同士が争う事案に遭遇することである。

例えば、主な財産が自宅だけの場合の相続では、1つしかない自宅をめぐって争いが生ずることが多々ある。普通感覚では、自分が死亡したとき、残された配偶者の生活の安心を優先し、自宅と現預金の相当額は配偶者に取得させたいと考え、さらに、自宅については、その配偶者の老後の面倒を見た子供に見返りとして相続させたいと考える。しかし、子供の感覚では、相続人は平等・公平に扱われるべしという観念が強く、また、民法も均分相続を原則としているので、期待しているほど財産を取得できない相続人は不満を持つ。

この例のように、一部の相続人が不満を持つような分割案が示されたときには、相続人同士が相争うことになり、そうなれば、いつまでたっても遺産分割がまとまらない事態に発展する。

相続税申告業務においては、一般に、税理士が遺産分割案について税務の観点からアドバイスをすることが期待されており、その案に納得しない相続人がいる場合には、税理士が争族に巻き込まれ、紛争の当事者になることも考えられる。

裁判例には、原告の父の遺産相続について、相続人らが共同して、税理士である被告及びその履行補助者に税務処理を依頼したが、税理士は、本来相続人ら総てを平等

に取り扱うべき忠実義務があるところ、被告らは、この義務に反して相続人の一人である原告を不利に取り扱ったため、損害を受けるに至ったとして、損害賠償を請求したというものがある¹²⁾。

(2) 非弁行為

遺産分割をめぐり相続人間で紛争が生じた場合に税理士が気をつけなければならないことは、非弁行為を行わない、ということである。

非弁行為とは、「弁護士でない者は、報酬を得る目的で法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」という弁護士法72条に違反し、紛争解決のため仲裁や和解、ある特定の相続人の代理人として交渉等を行うことをいう。

特に深刻なトラブルに至った場合には、相続人がその解決を弁護士に依頼することもあり、その時には、相手方弁護士から弁護士法違反についての責任を問われる可能性があることを想定しておくべきであろう。

(3) リスク対応策

税理士は弁護士ではないため、相続紛争の解決のためにできることは多くない。

税理士にできるのは、相続人の全てを平等に取り扱う公平な第三者という立場で、税務の観点から遺産分割案について意見を述べることである。

したがって、税理士は、相続人全体の利益のため、相続税の申告期限内に遺産分割が終わっていないければ、多額の納税が生ずることを説明し、争うと損であることを強調する。そして、節税のために、お互いに譲り合って遺産分割について早期に合意することを促す努力をすることが必要である。

具体的には、法定申告期限までに遺産分割が未了であれば、配偶者控除の特例、小規模宅地等の特例、納税猶予の特例の適用がいずれも不可能であり、いったん多額の税金を納付することが必要であることを、その金額を示しながら説明する。

Ⅲ 初回の面談時に実施すべき項目

以上述べたように、相続業務においては、将来のトラブル発生リスクを把握し、それを回避することを常に意識しながら依頼者と向き合うことが望ましい。

この点を踏まえた上で、相続発生後に相談に来られた依頼者に対してどのように対応するかにつき私見を述べる。

1 初回面談時のヒアリング項目

相続発生後の最初の打ち合わせ時において、相談者は慣れない不安な気持ちを抱きながら、相続に関して様々な疑問点をぶつけてくることが想定される。主な疑問点は、相続税の概算額、相続手続の概要、具体的な作業の大変さ、小規模宅地等評価減など

の各種特例の適用の可能性などである。

初回の面談時には、まず、以下のことをヒアリングしながら、相談者の疑問を引き出し、それらに答えていく。それと同時に業務受注の可否を検討しつつ、受注したときにスムーズな対応ができるように配慮するよう努めるのが一般的であろう。

(1) 被相続人

住所、氏名、生年月日、死亡状況をお聞きする。給与所得者か個人事業者か、過去の収入状況、趣味や人柄をヒアリングし、後日の詳細な調査確認のときの参考とする。

(2) 相続発生日

死亡した日、その死亡の事実を相続人が知った日を確認する。当日に示す後述の相続スケジュールにおける期限の起点となることを説明する。

(3) 相続人関係

法定相続人となる親族の氏名、住所、職業、年齢、同居の有無など生活状況などをヒアリングする。相続税の概算見込額をお伝えするときの、法定相続分の基礎となるほか、小規模宅地の評価減特例の適用要件を検討する際に必要となる情報であることを意識して情報収集を行う。

(4) 固定資産課税明細書

被相続人の所有する土地建物につき、固定資産課税明細書を入手し、路線価等により大まかな評価額を求め、相続税の概算計算の基礎とする。また、貸地、借地の有無について質問する。

(5) 生命保険金の状況

生命保険会社、生命保険の種類及び保険金額、保険契約者、保険料支払者、保険金受取者など、生命保険に係る情報を収集する。相続税の概算額計算の基礎となると共に、遺産分割案検討、納税資金計画作成のときに必要となる情報であることに留意する。

(6) その他の主な財産の種類とその概算

現金預金の保有残高、上場株式・非上場株式・公社債等の有無、死亡退職金や弔慰金が支給されるか否か、事業用動産の有無、書画骨董、ゴルフ会員権、貸付金等がないか大まかに確認する。

(7) 生前贈与

生前贈与の有無を質問し、相続開始前3年以内贈与であれば持ち戻しの対象となることを説明し、相続税額の概算計算に反映させる。

(8) 納税資金の過不足の見通し

相談者の多くは遺産の概算額と納税資金が不足するかにつきある程度のイメージを持っていることが多いので、その内容を確認する。

(9) 遺言書

遺言書の有無、種類を確認する。ない場合には遺産分割協議を行うことになる旨を説明する。

2 相続スケジュールの明示

相続開始時を聴取した後に、下記に掲げた「相続開始後のスケジュール表」にその日とその日を起点とする手続期限を記入し、各期におけるおおよその作業内容を明示する。

【相続開始後のスケジュール表】

月	期	手続期限等	作業内容	備考
0	O期	8/1 相続開始		
1	I期		通夜、葬儀、法会 遺言書検認 遺言執行者の就職・辞退	死亡届、葬式費用領収書等整理 家庭裁判所
2			財産目録の作成 相続人の確認作業 相続財産・債務の概要把握 相続税概算額の把握	財産関係資料収集 身分関係資料収集
3		11/1 相続放棄・限定承認		
4	II期		相続開始時までの所得の確定	
5	III期	12/1 準確定申告/青色申告の承認申請		
6			相続財産・債務の詳細調査 相続財産の評価・鑑定	評価関係資料の収集 現地調査、役所調査等
7			遺産分割案の検討	配偶者控除特例の適用検討 小規模宅地等の特例の適用検討 納税猶予等各種特例の適用検討
8			納税資金計画の検討	延納、物納の検討 遺産の売却等の準備
9		4/15 遺産分割協議書の作成		
10			相続登記等による名義変更 相続税の申告書確定 納税額確定	未分割の場合は法定相続分で申告
		6/1 相続税の申告と納付		
相続開始1年後				
		遺留分減殺請求期限		
相続開始3年10か月後				
		1.適用期限 ①取得費加算特例 ②未分割相続の配偶者控除特例 ③未分割相続の小規模宅地特例 2.未分割財産が分割された場合 の更正の請求期限		

何をいつまでにすべきかについて説明し、手続期限を守らないと生ずる不利益を強調し、覚悟をもって相続税の申告に対峙することの意識付けを行うことが必要である。

なお、相続が発生してからしばらくして最初の面談となった場合には、相続放棄・限定承認に係る3か月の熟慮期間がギリギリになってしまうことがある。主な財産債務を調査して、財産目録を作成しないとその意思決定ができないときには、家庭裁判所への申請により、この期間を延長することができる。その延長は原則として3か月と限定されるが、再度の延長申請も可能とされている。ギリギリのときでもあきらめず、とりあえず家庭裁判所に熟慮期間の延長申請を行っておくことが、手続上安全である。

3 概算相続税額の提示

初回のヒアリングにより概括情報を入手した後に、相続税の概算見込額を相談者にお伝えすることが親切であろう。概算額を算出する際には、細かい調整計算等は無視して、本当にざっくりと大きめの見込み金額をお伝えする。配偶者特例と小規模宅地特例については、ヒアリング段階で特に問題がなければ、適用後の金額をあわせて示す方がよいと考える。

4 報酬額の算定根拠の説明

遺産の総額及びそこから算出される相続税の概算見込額をお伝えした後、業務依頼を受ける場合の税理士報酬を示すことが多い。会計事務所により独自の報酬算定基準があればそれを示し、報酬額のおおよその水準を伝える。その上でご希望があれば、追加の調査手続のあと、正式な見積りを差し上げることを提案する。

5 必要書類の収集依頼

報酬の見積りや業務受注後に行う財産評価及び財産目録の作成のため、必要となる基礎資料の収集依頼を同時に行うと便利である。必要資料については、事前にリスト化するなどで準備しておき、相談者に応じて適宜補正してそのリストをお渡す。

必要書類リストのサンプルとして、次頁に一般的なものを掲げているが、依頼の漏れやダブリを防ぐため、普段からこのようなリストを独自に作成しておくことが望ましい。

被相続人(〇〇様) 準備資料等チェックリスト

No	資料名及び説明事項	部数	チェック
1	被相続人の原戸籍謄本(改製原戸籍謄本)、転籍に係る戸籍謄本(附票) 被相続人の出生から死亡までの戸籍の移動が確認できるもの 不動産所有権移転登記・預貯金名義変更にも必要となる可能性あり		
2	被相続人の除籍謄本 被相続人の死亡事項が記載されているもの 不動産所有権移転登記・預貯金名義変更にも必要となる可能性あり		
3	被相続人の住民票の除票 不動産所有権移転登記・預貯金名義変更にも必要となる可能性あり		
4	被相続人の経歴書		
5	被相続人の遺言書		
6	相続人全員の戸籍謄本(改製原戸籍謄本)、附票 その他財産を取得される方 不動産所有権移転登記・預貯金名義変更にも必要となる可能性あり		
7	相続人全員の住民票(本籍地記載のもの)・印鑑証明書 その他財産を取得される方 不動産所有権移転登記・預貯金名義変更にも必要となる可能性あり		
8	相続人の経歴書		
9	過去10年以内に被相続人が相続人となって相続財産を取得したことがあるか		
10	過去3年以内に被相続人を贈与者、相続人を受贈者とする贈与財産の資料(もしあれば) 贈与税の確定申告書・基礎控除範囲内の贈与財産資料など		
11	土地・建物の登記簿謄本・公図・測量図・住宅地図・フルマップ 不動産所有権移転登記にも必要となる可能性あり		
12	土地の利用状況が分かる資料 ご自宅等の利用状況が分かる資料(フリーハンドの図で構いません) 特に被相続人と同居親族の方の特定をお願いします		
13	土地・建物の平成26年度固定資産税評価証明書 不動産所有権移転登記にも必要となる可能性あり		
14	土地・建物の権利書コピー 不動産所有権移転登記では原本が必要となります		
15	被相続人名義の証券会社の残高証明書 配当期待権・未収配当金も相続財産となるため注意が必要です		
16	被相続人名義の郵便局・銀行の残高証明書		
17	被相続人名義の全預貯金の通帳コピー(表紙の添付をお願いします) 直前で口座からの出金(例えば葬儀費用のため)があればその部分から相続開始まで そのほか、遡っての使途不明な出金等がなければ上記範囲のみで構いません		
18	名義預金の有無の確認 被相続人が、例えばご親族様名義で積み立てていた預貯金などがないか確認		
19	書画骨董の有無の確認		
20	ゴルフ会員権等の有無の確認		
21	自動車、船舶等の有無の確認		
22	死亡保険金の有無の確認		
23	死亡退職金・弔慰金に係る支払通知書のコピー		
24	年金保険等の継続受給権の有無の確認 被相続人が受給していた年金保険を相続人が引き続き受給できるものがあるか		
25	生命保険契約に関する権利の有無の確認 被相続人が保険料負担、その他の者が契約者である保険契約(保険金発生なし)		
26	上記のほか存在が明らかになっている財産に関する資料(もしあれば)		
27	株式評価に係る資料(詳細は別紙)		
28	葬儀費用の明細書・領収書コピー OK: 葬儀費用、お寺へのお布施等、通夜・告別式の飲食費、火葬場等の心付けなど NG: 墓碑・墓地の購入費用、初七日法要費用など		
29	借入金に関する資料(もしあれば) 貸主は問いません(銀行から、会社から、親族から、など)		
30	未払いの国税・地方税に関する資料		
31	平成25年分所得税確定申告書コピー		
32	役員報酬の源泉徴収票コピー		
33	公的年金等の源泉徴収票		
34	平成26年分の被相続人の支払った生命保険料、地震保険料の資料(もしあれば) 支払日が相続開始前のものを収集して下さい。		
35	平成26年分の被相続人の医療費 支払日が相続開始前のものを収集して下さい。		
36	その他手続を進めるうちに必要となった資料(もしあれば)		

特集

増税まであと半年!

相続発生後における顧客対応入門 / 1

Ⅳ 受注後の業務の進め方

相続申告業務を受注したときには、おおむね先述の相続スケジュールに従って作業等をしていくことになる。

大事なことは、常に法定期限を意識し、その期限から逆算して早め早めに作業を行い、十分な検討と説明を依頼者に行うことである。

相続業務には相続税法に係る知識だけでなく、民法、会社法、不動産に係る情報など広範な知識が必要とされる。依頼者はムダな税負担を避けるべく、専門家である税理士に相続業務を依頼するのであるから、税理士は、これら知識を総動員して事実関係等を確認し、依頼人に最も有利となるような申告をすることが期待されている。そのため、小規模宅地等の評価減特例などのよく使われる相続税の特例については、その適用の可否、リスク等を十分に検討し、検討結果を依頼者に伝え、遺産分割協議案を取りまとめていくこととなる。具体的な業務の進め方は本特集の他の記事を参考にしつつ、トラブルとならないよう、くれぐれもリスクの存在を忘れることなく業務を進めていくことが大切である。

(注)

- (1) 国税庁HP (https://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h25/sozoku_chosa/index.htm) 参照。
- (2) 例えば、山本和義編著『どこをどうみる相続税調査』(清文社, 2004)、加地宏行・吉村政勝『相続税調査の手続と対応』(清文社, 2013)などを参照。
- (3) 日税連保険サービスHP (<http://www.zeirishi-hoken.co.jp/pdf/2013checklist.pdf>) 参照。
- (4) 東京地裁・平成24年1月30日判決 (TAINS Z999-0131)
- (5) これら義務の意義やその内容について、鳥飼重和・齋藤和助編著『税理士の専門家責任とトラブル未然防止策』(清文社, 2013) 35~49頁参照。
- (6) 東京高裁・平成15年12月25日判決 (TAINS Z999-0087)
- (7) 京都地裁・平成7年4月28日判決 (TAINS Z999-0008)
- (8) 東京高裁・平成25年1月24日判決 (TAINS Z999-0134)
- (9) 東京地裁・平成10年11月26日判決 (TAINS Z999-0047)
- (10) 前橋地裁・平成14年12月6日判決 (TAINS Z999-0062)
- (11) 専門家責任に係るリスク対応策については、後宏治「相続税に関する税理士損害賠償事例と防止策」税経通信2012年12月号・115~116頁参照。
- (12) 東京地裁・平成19年10月26日判決 (TAINS Z999-0114)